## 坂戸市スポーツ施設利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)



令和2年6月22日制定令和3年7月29日改正令和3年10月4日改正令和4年3月28日改正令和4年6月1日改正令和5年1月6日改正令和5年2月21日改正令和5年3月13日改正灾市教育委員会

本市公共施設の利用にあたり、市民活動の場の安全を確保するため、当分の間、感染防止対策として、以下の施設を利用する際は、次の事項を遵守してください。

※対象施設:市民総合運動公園、健康増進施設

## 【屋内施設】

- 1 施設収容定員以内で利用すること。
  - ※ ただし、スポーツ利用は競技団体別ガイドラインを遵守すること。
- 2 原則として 30 分ごとに施設の換気を実施するとともに、終了時に必ず換気を行うこと。

## 【屋外施設】

- 1 人との間隔を1m空けて施設を利用すること。
  - ※ ただし、スポーツ利用は競技団体別ガイドラインを遵守すること。

## 【共通事項】

- 1 マスクの着用については、利用者個人の判断に委ねることとする。但し、感染対策上の理由等により、施設管理者からマスクの着用をお願いすることがあります。 また、咳エチケットを引き続き遵守すること。
- 2 次に該当する方は施設利用ができません。
  - ●運動前に利用者の責任において検温を実施し、発熱(37.5℃以上)や風邪の症 状がある方
  - ●同居家族や身近な知人に感染が疑われている方
  - ●その他新型コロナウイルス感染の可能性(症状)がある方
- 3 施設利用前後に必ず手指消毒、又はせっけんでの手洗いを実施すること。
- 4 活動後に、使用備品、ドアノブ等の利用した施設の消毒を必ず行うこと。 (※消毒液は受付にて貸し出し)
- 5 高血圧、糖尿病等の基礎疾患のある方は利用を自粛する、又は事前に医療機関等に相談のうえ利用すること。
- 6 利用時間内に施設の整備等を終了し、次の利用者(団体)との接触を回避するため速やかに撤収すること。
- 7 大きな声での会話をしないこと。
- 8 施設内での飲食は、感染対策を徹底した上で可とする。